様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　分　名	小中学校等への就学義務の猶予又は免除		
根拠法令名	学校教育法	(条項)第１８条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	教育委員会　学校教育課　指導係		
標準処理期間	１４日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　□全部記載　　□一部・項目のみ記載

［根拠法令］

学校教育法

第１８条　前条第１項又は第２項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第１項又は第２項の義務を猶予又は免除することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。